

○かほく市公正入札調査委員会設置要綱

平成16年3月1日

告示第82号

改正 平成17年12月26日告示第109号

平成20年3月31日告示第24号

平成25年5月1日告示第72号

平成27年3月31日告示第38号

平成31年3月29日告示第33号

(設置)

第1条 かほく市建設工事等の入札の適正を期し、入札談合に関する情報に対して的確な対応を行うため、かほく市公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(調査審議事項)

第2条 委員会は、工事等について入札談合に関する情報を得た場合の対応及びその他入札の公正な執行を妨げるおそれがある場合の対応に関し調査し、及び審議する。

2 前項の場合において工事等について入札談合に関する情報を得た場合に係る調査審議については、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 入札談合に関する情報の信ぴょう性の審議
- (2) 談合の事実の有無の調査（事情聴取の実施）審議
- (3) 入札執行に関する取扱い
- (4) 契約締結に関する取扱い

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 市長
- (2) 市議会総務建設常任委員会委員長
- (3) 指名審査委員 6人

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会の会務を統括し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長に事故があるときは、委員長の職務を代理するものとする。

(会議)

第5条 委員会は、入札談合に関する情報を得た場合に必要に応じて随時開催する。た

だし、緊急かつやむを得ない事情により会議を開催することができない場合には、委員長は、書類の回議をもって会議に代えることができるものとする。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、必要と認めるときは、関係者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、総務部総務課管財室に置く。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成17年12月26日告示第109号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日告示第24号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年5月1日告示第72号)

この告示は、平成25年5月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日告示第38号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日告示第33号) 抄

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。